

議案第55号

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例

加西市水道事業給水条例(昭和42年加西市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 基本料金

種別	基本水量 (1ヶ月につき)	基本料金 (1ヶ月につき)
家庭用		円
共同家庭用	8	1,250
業務用	口径13ミリメートル	2,090
	〃 20から25ミリメートル	2,510
	〃 30ミリメートル	7,540
	〃 40ミリメートル	10,430
	〃 50ミリメートル	13,660
	〃 75ミリメートル	26,400
	〃 100ミリメートル	39,390
	〃 125ミリメートル	46,090
公会堂用	—	450
湯屋用	50	8,800
臨時用	20	7,320

(2) 従量料金

種別	使用水量 (1ヶ月につき)	従量料金 (1ヶ月につき)
家庭用	8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	155 円
共同家庭用	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	188
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	213
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	247
	50 m <sup>3</sup> を超える分	282
	業務用	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで

	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	213
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	247
	50 m <sup>3</sup> を超える分	282
公会堂用	1 m <sup>3</sup> につき	213
湯屋用	50 m <sup>3</sup> を超える分	213
臨時用	20 m <sup>3</sup> を超える分	376

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加西市水道事業給水条例の規定は、施行日以後の使用について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで計算する。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、第 25 条第 1 項ただし書きの規定を準用する。

(審議資料)

県水の受水費の値下げなどにより利益剰余金が増加する見込みとなったため、料金の一律10%値下げと基本水量の引き下げによる水道料金の改定を行うもの。

【概要】

(1) 基本料金

(税抜)

種別	基本水量 (m <sup>3</sup> ) (1ヶ月につき)	改正前	改正後
		基本料金(円)	基本料金(円)
家庭用	8	—	1,250
共同家庭用	10	1,740	—
業務用	口径13ミリメートル	2,330	2,090
	# 20から25ミリメートル	2,790	2,510
	# 30ミリメートル	8,380	7,540
	# 40ミリメートル	11,590	10,430
	# 50ミリメートル	15,180	13,660
	# 75ミリメートル	29,340	26,400
	# 100ミリメートル	43,770	39,390
# 125ミリメートル	51,220	46,090	
公会堂用	—	500	450
湯屋用	50	9,780	8,800
臨時用	20	8,140	7,320

(2) 従量料金

(税抜)

種別	使用水量 (1ヶ月につき)	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき) (円)	
		改正前	改正後
家庭用 共同家庭用	8 m <sup>3</sup> を超え10 m <sup>3</sup> まで	—	155
	10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	209	188
	20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> まで	237	213
	30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> まで	275	247
	50 m <sup>3</sup> を超える分	314	282
業務用	10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	209	188
	20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> まで	237	213
	30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> まで	275	247
	50 m <sup>3</sup> を超える分	314	282
公会堂用	1 m <sup>3</sup> につき	237	213
湯屋用	50 m <sup>3</sup> を超える分	237	213
臨時用	20 m <sup>3</sup> を超える分	418	376

政策等の形成過程説明資料

平成23年 9月定例会

議案等の件名	議案第55号		政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例	
	加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例			その他( )	
①【政策等を必要とする理由】					
市民生活を営むうえで欠かすことのできない水道の料金を全ての用途で10%引き下げるとともに高齢化による世帯当たり人数の減少を考慮し、家庭用の基本水量を下げることにより、市民負担の軽減をはかる。					
②【検討した他の政策等の内容】					
引き下げ率15%についても検討したが、水道事業の健全経営を維持できる範囲内での改定率として10%引き下げが妥当であると判断した。					
③【他の自治体の類似する政策との比較】					
近隣市5市(6地区)との比較では、家庭用で40m <sup>3</sup> /2ヵ月使用した場合、現行料金では旧黒田庄地区に次いで2番目に高料金であるが、改定後は旧黒田庄地区、加東市に次ぐ3番目となります。					
④【総合計画における位置づけ】					
		基本方向			
		基本計画			
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)					
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
⑤【関連する法令及び条例、規則】					
地方自治法、地方公営企業法					
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)					
総事業費		国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0					
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入					
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】					
当年度における減収は約4,400万円、以降の年度においては約1億2,600万円の減収と見込まれる。					
⑧【市民参加の状況】 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)					
公共料金問題審議会に諮問し、3回(平成23年2月21日、3月24日、4月27日)の審議会が開催された。審議の結果、水道料金について10%引き下げる内容の答申をいただいた。					
⑨【政策の効果予測】					
40m <sup>3</sup> /2ヵ月使用される家庭で年間4,920円の負担減となる。					
担当部局		担当課		添付資料の有無	
生活環境部		業務管理課		有・ <input checked="" type="radio"/> 無	